

後期高齢者医療被保険者の人へお知らせ

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人（町に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

令和4・5年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

保 険 料 額
(年額)
※年額66万円が上限です

=

均 等 割 額
(被保険者1人当たり)
54,000 円

+

所 得 割 額
〔総所得金額等－43万円
(基礎控除)〕
×
所得割率
10.26%

所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減

- ① 7割軽減：43万円＋(10万円×(給与・年金所得者の数_(※1)－1))
 - ② 5割軽減：43万円＋(28万5千円×世帯の被保険者数)＋(10万円×(給与・年金所得者の数_(※1)－1))
 - ③ 2割軽減：43万円＋(52万円×世帯の被保険者数)＋(10万円×(給与・年金所得者の数_(※1)－1))
- 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等_(※2)の合計額が

①の判定額を超えない世帯

➡

保険料の均等割額を7割軽減

②の判定額を超えない世帯

➡

保険料の均等割額を5割軽減

③の判定額を超えない世帯

➡

保険料の均等割額を2割軽減

- ※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。
- ※2 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

後期高齢者医療保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）または**普通徴収**（納付書または口座振替）により納めることになります。

令和4年度の後期高齢者医療保険料決定通知は、7月中旬に発送します。
そのほか、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

町の母子保健推進員さんをご紹介します

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

日頃より、お子様に関する家庭訪問や乳幼児健診などでお世話になっている母子保健推進員さんをご紹介します。

●母子保健推進員とは？

町が委嘱しているボランティアで、担当地区で妊娠や子育てに関する身近な相談を受けたり、保健師と連携し、担当地区の家庭訪問や町の母子保健事業のお手伝いをしています。

●活動内容

◇家庭訪問

赤ちゃんがいる家庭を訪問して、乳幼児健診などの情報提供を行い、お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認したり、育児や産後のいろいろな不安や悩みを聞き育児の相談にのったりしています。また、その際に子育てや地域の情報（子育て支援センターなど）を紹介しています。

◇母子保健事業のサポート

乳幼児健診やフッ化物塗布事業などのお手伝いをしています。

◇定例会

2ヶ月に1回集まり、子育てに関する学習会などを行っています。また、活動に必要な知識を身につけられるよう研修会などにも参加しています。

●良き相談相手として…

母子保健推進員は、地域の子どもたちの健やかな成長を願い活動しています。いつでも、お気軽に声をかけて下さい。



池田 章子
(担当地区) 中央校区（江光寺、馬場、中路、皆行原、立石、浦谷、大江田）



廣田 理恵
(担当地区) 南校区、中央校区（中原、牧野、寺山、白石、北原、鶯原）



高木 美智代
(担当地区) 西校区、東校区、中央校区（藤田、前原、米渡尾、中央団地）



池上 順子
(担当地区) 緑校区（上十町、山十町、中十町）



竹下 和代
(担当地区) 緑校区（板楠東、板楠西、住吉、西口）



浦部 明日香
(担当地区) 神尾校区（野田、上・下大田黒、上・下平野）



橋本 香織
(担当地区) 神尾校区（上・下津田、上・中・下岩）



柿原 郁恵
(担当地区) 春富校区